　令和４年度大阪府農業振興地域整備審議会　議事概要

日時：令和５年２月８日（水）午前１０時から

　　場所：大阪府咲洲庁舎４１階　共用会議室１０

第１号議案　大阪府農業振興地域の変更

（事務局説明）

○　第１号議案、「大阪府農業振興地域の変更」について説明。（資料P.9）

○　農振法第６条に、「市街化区域は農業振興地域に指定してはならない」とあり、今回の案件は、市街化区域への編入に伴う農振地域の解除の案件。

○　今回変更をおこなうのは、「和泉市観音寺地区」。

○　今回市街化区域に編入し、農振地域から除外する区域が赤色で囲われた部分。当該地区の南側は市街化区域となっている。（資料P.11）

○　農振地域から除かれる面積は1.7ha、農用地区域は含まれていない。うち1.5haが現況農地。

○　観音寺地区は、和泉市北部に位置し、JR阪和線の和泉府中駅と泉北高速鉄道の和泉中央駅を結ぶ市道和泉中央線の沿道にある。（資料P.12）

○　現況農地は、比較的小規模であり、主にケイトウやフリージアなどの花き栽培が行われている。（資料P.13）

○　この地区は、市街化区域に隣接し、交通利便性も高く、また沿道周辺では既にサービス施設が連担している。今後、幹線道路沿道の立地特性を活かした土地利用を促進するとともに、周辺環境と調和した緑豊かな環境にやさしい商業系施設を中心とする市街地の形成を図ることを目的として、市街化区域への編入が予定されている。

そのため、農業の振興を図ることが困難となることから、農業振興地域の変更を行う。

○農振地域の変更までのスケジュールについて、これまでに、市都市計画審議会、府国土利用計画審議会、府都市計画審議会、そして本日の農業振興地域整備審議会を経て、今後、大阪府公報で告示をすることにより変更が確定。

（質疑応答）

○増田委員

　後の具体的な土地利用は決まっているのか。

　→（事務局）商業施設に決まっている。

○佐竹委員

　商業施設が既にたくさんある中でまたできる。必要あるのか疑問。

→（事務局）市街化区域編入ということで、以前より農地の利用や周辺について配慮に配慮をかさねて、市として既に調整が整っていると考えている。

　豪雨時に少しでも保水作用のある農地を残してほしい。

　→（増田会長）流出抑制に関しては、河川に負担が掛からないように、調整池が設けられるなど、市の都計審（都市計画審議会）などでは議論されていると思うが、特に何かあるか。

　→（澤木委員）昨日府の都市計画審議会で、本件について審議し了承された。その中で一つ質問があったのが、防災対策に関して。この敷地全体を市道和泉中央線と同じレベルにかさ上げするという形で、浸水対策を行うという回答がなされた質疑があった。それ以外は、特に意見なしであった。

⇒原案どおり承認

第２号議案　「新たなおおさか農政検討部会」運営要領の改正及び次期計画策定のための部会設置について

（事務局説明）

○　本部会は、あらたな「おおさか農政アクションプラン」に基づく取組実績の検証と次期計画の策定を行うため、令和３年５月に本審議会に部会を設置し、令和４年３月に「おおさか農政アクションプラン」を作成したことから、本プランの評価・点検と、次期計画の策定などをより効率的に行うため、本部会の名称変更と新たな部会の設置についてお諮りするもの。

○　変更箇所については、部会名称を、「新たなおおさか農政検討部会」から、「おおさか農政アクションプラン評価・点検部会」に変更して、「第２　所掌事項当」の次期計画に関する（２）を削除。　「第３　組織」の構成人数を７名から３名へ変更し、附則において、運営要領日を定める。（資料P.15）

○　「おおさか農政アクションプラン検討部会」の運営要領について、これまで、次期計画の策定が必要となるごとに、既存部会の運営要領の変更を、本審議会にお諮りしていたが、所掌事務の変更を行う事務作業を省くため、本部会を設置することにより効率的な運営を行うもの。中身としては、「第２　所掌事項当」では、次期計画に関することを記載し、「第３　組織」の構成人数は５名程度、附則において運営要領日を定める。（資料P.17）

（質疑応答）

○長澤委員

　人数を７名から３名に減らした理由を教えていただきたい。

　→（事務局）元々評価・点検部会は、３名でしていたので、その兼ね合いもあり、元の人数に変更している。

　→（増田会長）策定に関して、少し現場の意見も聞きたいということで、若手で大阪府下で頑張っているメンバーにも入っていただいて策定をしてきたという経緯。一応完成したので、後は、また通常の評価・点検に戻ると理解している。

○佐竹委員

アクションプランを見たら、本当にこれだけの数字を挙げてこられて、大変よくやってくれたなと思っている。それと、前に「府政だより」に大阪産（もん）を全紙面に書いて配られた。あれは、本当にうれしかった。

黒山高校（現在の府立農芸高等学校）で、大阪に根付いて、大阪で農業をやってくださったらうれしいが、卒業した方の就職先とか、何かデータはあるか。

→（事務局）アクションプランについて、評価いただきありがとうございます。コロナ禍ということがあり、大都市大阪、人口が多いところで身近に農業があるということ、農業に触れるということが、今、農家でない方も、農業に参入していくきっかけになると思うので、まずは、しっかりと生産高を上げていくというところを基軸に置きながら、府民の参加１００万人を目指して取り組んでいきたい。今年、初についたところなので、しっかり５年間取り組んでいきたいと考えている。

　また、ホームページに農芸高校の進路先が載っており、令和３年度、農大は１０名、それ以外で一番多いのは専門学校に行かれる方が７１名で、学校紹介の就職は３５名、専門学校であれば、辻調理師専門学校へ行かれる方とかもいろいろあります。

⇒原案どおり承認

報告事項（資料３に基づき報告）

１．令和４年度新たなおおさか農政検討部会での審議内容について

〇　令和４年９月２８日（水）に、増田部会長、藤田委員、中筋委員、高井委員、西辻委員、山口 沙弥佳委員、山口 力委員にご出席いただき、ウェブ会議で開催。

○　次第のとおり、新たなおおさか農政アクションプランの平成２９年度から令和３年度までの最終成果についてご審議いただき、また、今年度からの新規事業については、新たに取り組んでいる３事業の説明をした。（資料P.21）

○　部会からの評価・意見として、全体の約７割の項目で概ね目標を達成しており、コロナ禍や、平成３０年の台風２１号の被害などの影響があったことを踏まえると、「十分評価できる」と了承いただいた。あわせて、「策定したおおさか農政アクションプランについて、各分野の項目に留意し、５年後の目標を着実に達成するよう、施策展開を図られたい」とのご意見をいただいた。

○　続いて、おおさか農政アクションプランの概要を説明。（資料P.25）

○　プランの計画期間は、令和４年度から令和８年度の５年間。めざす将来像は、「府民とともに未来につむぐ豊かな『農』」で、この将来像の実現に向け、「力強い大阪農業の実現」・「豊かな食や農に接する機会の充実」・「農業・農空間を活かした新たな価値創造」の三つの方向性から、大阪らしい豊かな府民生活の実現に取り組んでいく。

（意見質問等）

○増田委員

私も部会長をさせていただいた。今、農に対する非常に大きな追い風が吹いていて、具体的にそれをどう受けとめて事業につなげていくのか。議論した結果、儲かる農業というか、力強い農業をつくるという形で、「しごと」を掲げ、府民との窓口という形で「くらし」と、それを総合的に「地域」でどう展開していくかという枠組みは、前期のプランを継承しながら展開していった。

○中筋委員

特に自分の立場上からいうと、「しごと」の面が関わらせてもらい、意見を出させてもらったが、前回までの成果と、今回、そこからどう波及していくのかという中で、現場とのずれや、今まで支えていただいている部分も継続しつつというところも強調しながらプランを策定いただいたので、すごくいい感じに出来上がっているのではないかと思っている。

〇藤田委員

　今、部会長からも、「農に対する追い風が」という話しがあったが、日本国内にとどまらず、世界の大きな流れの中でも、脱炭素とか、地球環境をどう考えるのかというところから、食糧なり農業の持続可能なあり方に対して、随分意識が盛り上がってきている中で、特に都市農業に関していうと、振興基本法がまた新たに整備をされ、従来以上に広域性とか多面的な機能とかが強く求められる時代がまさに来ている。ただ、そのあたりの自覚なり認識を、農業者もまだ十分にもてていないのではないかという議論が部会のなかにもあった。だから、府民に向けて、いろいろな成果を可視化してピーアールしていくことも大切だが、農業者自身も、もちろん仕事が成り立つというのは基本だが、仕事の裏支え、下支えのところに、やはり大きな問題に対して、農業に関わる人たちは、まさに向かい合っているのだというところを見える化していくことが非常に重要との意見が出たので、今後、引き継がれていくと非常に目に見える形でいいと思った。

○増田委員

　大阪というのは、万博もあって、食文化の文化を持っているが、食と農が分離しているというあたりが非常に大きな課題で、いかに食と農を連携させるかという形で、一番川下の商業者も部会に入って、事業者とかスーパーの経営という視点からも、マーケットインみたいな形での川下側から川上の農業を考えるみたいな議論がかなりされた。もう一つは、次世代育成というのを民の力でもかなりしていただいていて、今後どうしていくのかということもだいぶ議論された。

　そんな中で、特に府民と農をつなげるという意味で、その窓口が直売所であったりするが、それが農の生産現場へどうつながっていくかも重要だという話なども、マイクロツーリズムだとかという話のなかで、議論がされた。一方、もっと、もっと、経営的な認識をしながら展開をしていく形で、農の現場のなかでは、コスト感覚というのが、まだまだ定着していなくて、そのあたりも踏まえながら成長産業としてどう展開していくのかみたいな議論もあった。

○佐竹委員

上のほうでアスファルトにしてしまったら、豪雨時に下のほうの低いところにいる住宅地の人などは、浸水してしまう。その辺のところはきちんと計算して都計審はされていると思うが、田や畑には防災、貯水機能がある。田畑の保全に資金を投じることで災害復旧費を減じることも可能ではないか。

○澤木委員

都計審などで、田んぼの持っている異常降雨に対する流出抑制効果といったことが議題に挙がってくることは少ないかとは思うが、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しなどでは、市街化区域に編入する際には、一定の要件がないと、農地や市街化調整区域を市街化区域に編入すべきでないという点は議論されている。

○増田委員

異常降雨が常態化しているので、都市型洪水が起こっている背景には、流出抑制をしていた農地の減少というのは、かなり大きな影響を及ぼしているということで、総合治水ということも含めて農地の重要性、特に都市の安全性を支えているというのは、食料の面でも支えているし、かなりアピールしながら農地の重要性を訴えていく必要性がある。

○長澤委員

今、異常降雨のお話しが出たが、森林に携わる者として、山の管理ができていないという部分が非常にあり、それの影響も非常に大きいと思っている。ちょうど山際のところが、獣害の影響等でだんだん耕作ができなくなってくる。場合によっては、太陽光パネルを森林に設置しているようなことが結構ある。これは降雨対策には非常にリスキーな状況があり、これからの課題かと思っている。大阪府の森林審議会などでも、森林が管理されていないと透水性がおちてくる。要するに、アスファルトと変わらないぐらいの透水係数になってくるので、いかに水を蓄えることができる森林を育てていくかというのは、森林のほうもそういう議論がされているということだと思う。これからいろいろな意味で、安全性とか防災という視点というのは大事。

２．「農業経営基盤強化促進法」等の改正を踏まえた地域計画の策定について

○　農業経営基盤強化促進法の改正がされた。農業経営基盤強化促進法（基盤法）は、農業経営に意欲的な農業者に、農地を集積して合理的な経営をしていただき、農業の発展に寄与することを目的としたもの。（資料P.26）

○　令和４年５月に、生産効率化やスマート農業の発展等を通じた農業の成長産業化に向けて、農地利用の目標とすべき将来像を地域ごとにきちんと位置づけていく地域計画を策定することで法改正がされ、農業者ごとに耕す担い手を書き込んだ目標地図をセットにした地域計画を市町村が策定することが義務化された。

○　地域計画ができることによる効果としては、面的に農地利用の意向が把握できて、基盤整備等の合意形成ができたり、貸し借りで担い手の規模拡大・収益の拡大、新規参入の促進、遊休農地の未然防止、府民参画の農と触れ合う場の提供という話が整うことにもつながる。これは、「おおさか農政アクションプラン」の実現につながるということから、基本的には市町村と農業委員会が策定すると法には位置づけられているが、大阪府としても、しっかり支援していきたいと考えている。

○　貸借については、これまでの基盤法に基づく相対の市町村の貸し借りのノウハウも入れながら、市町村も引き続き事務に関与していただくという手法で進めていくことで、これまでの市町村会議とかを通じて、合意形成が、今だいたい諮られているという状況。

（意見質問等）

○佐竹委員

これを実行しようと思うと、かなりの労力がいると思う。それと、先ほど国土保全という意味も兼ねて言われた山のこと、棚田のこと、その辺をしっかり整備していただきたい。

○長澤委員

最後のページで紹介のあった地図のところで、今地域計画を策定している。

　ただ、地域計画の策定については、相当府の北部の事務所にサポートいただきながらつくってきた。２年間で全部やれるかというと、なかなか厳しいと思う。それまでに１０年ほどいろいろ活動してきた経過があって、やっと２年かけて合意形成ができたので、なかなか期間が厳しいというのが一つ。

　それと、市町村の人材不足、特に農業委員会は、農業分野の人材は、人が減らされている、予算が減らされているので、非常に厳しい状態で、なかなか大変かなと。「法律はつくったけれど、実際できていないじゃないか」というようなことに、またなるのではないかという危惧をしている。相当大阪府のほうも市町村のサポートをしていただく必要があると感じている。

○中谷委員

われわれ大阪府農業会議としても、本当に責任のある仕事だと思っている。大阪府下７７０集落があり、すべて目標地図作成ができるかについて、大変な作業だが、各市町村の農業委員会に動いていただかなければ、この目標は達成できるものではない。しかし、各市町村の農業委員会と言われても、農業委員の数は限られており、各集落に農業委員のいない集落もあるので、各集落の実行組合長さん等を巻き込み、協力をいただいて、目標地図づくり、集落での話し合いをしていただくように努力をしたい。私は、今、富田林の農業委員会の会長も仰せつかり、３７戸余りの集落の実行組合長もしているので、特に富田林においては、実行組合長会議にも出て、実行組合長の皆さん方に、農業委員、そして、地域委員の皆さん方とご協力をいただいて、ご理解とご協力をお願いしたところ。既に現況地図の策定は終わり、目標地図もほぼ出来上がっている。あとは、集落の合意形成をえて、行政としての地域計画の作成をしたいと思っている。

○増田会長

農業委員会の人員体制に対する強化の仕組みとか、それに対する財政的裏付けとか、どれぐらい国が本当の意味で考えてくれているかという話がないと、たぶん２年間というのは、実態としてはできないと思う。

　もう一点は、たぶん計画をつくっても、都計法みたいな形で５年ごとに見直しをしていくような仕組みをつくらないと、状況はどんどん変化していくので、一度つくったからこれで終わりという話ではなくて、神戸市の「人と自然の共生条例」なども、見直しありきで議論されている。２年間で全部やりなさいというのは、本当にすごいストレスが農業委員会と市町村に掛かるので、そのあたり、ぜひとも大阪府の指導的役割、市町村に対しての広域行政の役割が非常に重要なところなので、よろしくお願いしたい。

○事務局

増田会長もおっしゃったように、２年間というのは相当ハードルが高いが、国としては、担い手への集積を８割していくという大目標に地域計画を手段としてしっかり使っていきたいという意志の表明だろうと考えている。

　われわれとしても、そこにしっかりと乗っかっていきながらつくっていきたいと思っているが、お話しがあったように、農業委員会も限られた人員ということもあり、市町村自身が、農政部門というのは非常に弱い市町村もあり、先ほど申し上げたとおり、「人・農地プラン」を元々つくったこともないところもあって、そこは、まず、出口としてこれが出来上がることは非常に役に立つと思っている。これは非常に大変な作業であるが、とにかくしっかりとやろうということで取り組んでいきたいので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げたい。

○増田会長

もう一点、大阪の特別な事情として、今回特定生産緑地に従来までの生産緑地のうちの８割強が移行した。これも基本的に１０年後になったらどれだけ営農するかと、大阪の場合は、市街化区域のなかにも生産拠点がある。特定生産緑地も今までは本当は生産緑地法で、それの保全と活性化みたいな計画づくりをしないといけないと言われていて、どこもできていない。市街化区域の農地の今後のあり方みたいな話が、個人の判断による特定生産緑地への移行にとどまっている。

　都市部を抱える大阪府としては、そこにもメスを入れないといけないのではないかという話は、国と調整してほしい。国は、どうしても市街化区域のなかの農地が抜けてしまう。特に首都圏は、市街化区域内の農地が関西ほど多くないので。そこでどんな農業を展開していくのかみたいな話とか、１０年後にそれをどう集約化していくのかという話は重要で、これだけでも大変なのですが、市街化区域内農地を忘れてはならないというのも、大阪府にお願いしておきたい。

○事務局

今「食料・農業・農村基本法」の見直しをされている。どうも食糧安保や、脱炭素に注目がいかれているが、都市農業の必要性をしっかりと基本法のなかにも位置づけてほしいと話をしていて、そこはまた大阪の事情も伝えていきたい。

○澤木委員

今回の地域計画だが、大変な作業だと思うので、農業委員会にすごくサポートをする必要がある。まちづくり分野でも、各地域で、例えば、地区計画をつくっていったりすることにあたっても、地域に専門家を派遣してサポートしないと、なかなか進まない。

　意向調査を実施するとか、実際に農業委員会が調査をするときに、コンサルタント的な専門家がきちんとサポートに入って、ノウハウを持っていって、しっかりとサポートするような人をぜひお願いする。

　それから、増田先生がおっしゃった市街化区域のなかの生産緑地も含めて、こういった計画が必要ではないかというのは全く同感で、今回、集落単位でこういった地域計画をつくるのであれば、集落によっては、共生的な農地と、市街化区域のなかにも残存する農地を持っている旧集落はたくさんあるので、せっかくこういった労力を掛けるなら、市街化区域内の農地もどうするかというところも視野に置きながら、一緒に集落単位では議論してもらえればいいと思う。